

## 1. 議事日程

(平成18年第2回安芸高田市議会11月臨時会)

平成18年12月6日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第2号 平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第108号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について  
【安芸高田市立みつや保育所】

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

5番 小野剛世

4. 会議録署名議員

2番 秋田雅朝      3番 田中常洋

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄
総務課長	高杉和義	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	穴戸邦夫
向原支所長	益田博志	財政課長	垣野内壮

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治



午前10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

時間が参りましたので、ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2番、秋田雅朝君、及び3番、田中常洋君を指名いたします。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果が通知されていますので、ご報告いたします。

総務企画常任委員長に山本三郎君、同副委員長に明木一悦君、文教厚生常任委員長に亀岡等君、同副委員長に秋田雅朝君、産業建設常任委員長に川角一郎君、同副委員長に塚本近君、議会運営委員長に杉原洋君、同副委員長に岡田正信君、以上でございます。



日程第2 認定第2号 平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定について

日程第3 認定第3号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第4 認定第4号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について

日程第5 認定第5号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について

日程第6 認定第6号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について

日程第7 認定第7号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

日程第8 認定第8号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

日程第9 認定第9号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について

日程第10 認定第10号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について

日程第11 認定第11号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

日程第12 認定第12号 平成17年度安芸高田市飲料水供

給事業特別会計決算の認定について

○松浦議長

日程第2、認定第2号、平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件から、日程第12、認定第12号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての件まで11件を、一括議題といたします。

本11件は、決算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

17番 今村義照君。

○今村委員長

議長。

○松浦議長

はい。

○今村委員長

決算審査特別委員会、委員長報告をいたします。

去る平成18年11月22日開会の臨時会本会議において、本委員会に付託された議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました認定第2号、平成17年度安芸高田市一般会計決算から、認定第12号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定までの11件について、11月24日から12月4日までの都合7日間、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、各部局ごとに慎重に審査を重ねました。

審査を通じて多くの意見が出ましたが、特徴的な意見として述べてみますと、まず、決算審査での意見等が次年度の施策に反映させるため、早期に決算審査を開催されるよう取り組むこと。主要施策の成果に関する説明書については、具体的に成果を表現し、課題を目的ごとに整理されたい。行財政改革については、早期に取り組むべき体制を整備されたい。未収金が前年度に比して増加しており、市民の公平性に鑑み、回収の取り組みを強化されたい。合併前から引き継いだ各町の各種事業及び補助金については、早急に調整を図り、方向性を明確にされたい。

以上の5点であります。

審査の結果、認定第2号から認定第12号までのすべてを、原案どおり認定すべきものと決しました。なお執行部におかれましては、本決算審査特別委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますようお願いいたしまして報告とします。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本11件に対する反対討論の発言を許します。

○岡田議員  
○松浦議長  
○岡田議員

議長。

19番 岡田正信君。

19番、岡田正信でございます。

委員長の報告のように可決はしたわけでございますが、私は17年度安芸高田市一般会計認定については反対をいたします。

ご承知のように合併して2年目の決算ということで、それぞれの旧町がそれなりの事業を進めてきた2年目の決算と言っても過言でないほど、いろんなアンバランスがあったことは、ご承知のとおりであります。その中で大方は歳入にいたしましても226億余り、歳出にいたしましても220億円余り、いずれも住民に直接関わる決算認定であります。その市民の生活に直結するという点では、間違いないわけでございますが、これらが審査の意見にたびたび出てきましたように、その補助金の問題等々あります。したがって、この17年度決算というのは、通常長年の自治体が決算を認定するとは、少し変わる面もあるわけです。これは合併ということがありましたから、私も承知するところですが、例えばですね、車に例えますと6台の車がひとつのつながれたような状態でスタートするという、2年目です。そのレースから、同じような車でないことも事実です。ところがバランスがあまりにもひどいためにエンジンの規模やら、整備することやら、タイヤの件も違うというのが2年目にあたると思うんです。その中であって、昨年もですが、合併の一番の問題と指摘したいのは、法律が切れたものの、同和対策事業の一環でありました部落解放同盟の補助金、この補助金は普通の補助金とは意を異なる性格を持っています。というのは、いまだ現在、全国では部落解放同盟によるいろんな不祥な事件が起きておりますし、それから、事業におきましてもまだ既に自治体によってはそれを続けるところがあります。この事業についてはうちは整理されとるわけですが、補助金のカットの問題にしましても、当初のボタンの掛け違いと言いますか、3年前のものを持ち込んで団体補助金をつけたということにつきましても、問題があるわけございまして、本決算も900万円余りの補助金でございますが、こういうことが決算上に表れてきておることから、私はいくら体制は全体的には認められましても、言うなれば身体で言えばひとつの悪いところがあるという面から言いますと、確かな認定につながらんということで、市民の立場から申し上げましても、反対するものであります。

以上であります。

○松浦議長  
○入本議員  
○松浦議長  
○入本議員

次に、11件に対する賛成討論の発言を許します。

発言ありませんか。

15番 入本和男君。

私は認定第2号、平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定について賛成の討論をいたします。

委員長報告のとおり要望すること、あるいは改革することがあったわけでありますが、各担当部長並びに副市長はじめ、18年度の決算に向けて非常に前向き、改革と回答を得られました。よって、今回の決算は決して無駄でなかったと思っております。先ほど言われましたように、6町におきまして矛盾したところはありませんが、これは非常に6町一緒になって我々チェック方も事務方も謙虚に受け止めて、公平な原理を説明、また情報公開するということが難しさが2年間通じて我々も理解できたんでないかと思っております。今後とも議会も、執行部側も公平福祉をサービスできるように私たちもその件を戒め、執行部はより一層の日常の業務執行に努力していただくことと、18年度の決算に期待して賛成をいたします。

○松浦議長

17年。

○入本議員

18年の決算に期待して賛成します。

○松浦議長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず反対討論のありました、認定第2号、平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件から採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定をされました。

続いて認定第3号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定の件から、認定第12号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についての件まで10件を一括して採決いたします。

本10件に対する委員長の報告は原案認定であります。

本10件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第108号 安芸高田市公の施設の指定管理

者の指定同意について【安芸高田市立みつや保育所】

○松浦議長

日程第13、議案第108号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について（安芸高田市立みつや保育所）の件を議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

20番 亀岡等君。

○亀岡委員長

平成18年11月22日付で、本委員会に付託された議案審査の結果を、次のとおり報告いたします。

付託されました議案1件につき、11月29日に本常任委員会を開催し、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

議案第108号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意につきましては、今回指定する管理者について、過去、保護者・園児に対する大きな問題の有無等の調査・把握について、給食業務・保育料徴収事務について等の質疑がありました。地域とのかかわりもあり、現在児童クラブの運営もしておられ、子育てに対し熱意があり、今まで大きな問題が起きた等は市では把握していない。また、給食については自園給食を指定管理の条件としている。保育料の決定・賦課徴収については市が対応する。市としては事故を未然に防ぎ予防する責任があり、適正かつ安全に業務が行われているかのチェック体制を確保しておく。また、初めての保育所指定管理なので連携をとり取り組むという答弁がございました。

審議を尽くし、討論・採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう望み報告を終わります。

以上でございます。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件につきましては質疑を省略いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議ありとの声あり〕

○松浦議長

異議あるようですから質疑を行います。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

指定管理に反対するものではありませんが、委員会を傍聴させていただきまして、何点かお聞きしたいことがありますので、質問させていただきます。

まず、指定管理者の公募した結果、公募の対象となるのが1者だったというふうに傍聴させていただきました。さらにその公募をして、応募をした業者がどういった提案がされたかといったような報告がなかったような気がします。ですから、どういう提案をされて、さらにはどういう採点基準で判断されて、これが結果として指定するという事になったのかということをお伺いいたします。

○松浦議長

暫時休憩いたします。



午前 10時18分 休憩

午前 10時45分 再開

○松浦議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。  
休憩前の委員長に対する質問の答弁を求めます。  
文教厚生常任委員長 亀岡等君。

○亀岡委員長

はい、議長。

○松浦議長

はい。

○亀岡委員長

先ほどの熊高議員からの質問につきまして、答弁をさせていただきます。

指定管理者としての応募者からの提案・内容につきましては、当日の審議におきまして、市長から書類など口頭で説明を受けておるという答弁がありまして、さらに議決をいただいた上で詳細については今後協議して詰めていくという答弁でございました。具体的な提案内容等については委員会では提示をいただいております。最低基準については、委員会では触れていないわけでありまして。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

委員長から答弁いただきましたが、委員長もちよっと変わったばかりで非常に申しわけなかったわけですが、指定管理ということの一番のポイントは公募してたまたま今回1者だけだったというわけですが、何者かきた時にはその提案内容によって善し悪しを判断し、それを判断する最低基準というのは当然市の方も持ってやられていたと思いますので、今後委員会等で審議をされる指定管理については、そこらが基本になると思いますので、今回そういう中身の執行部の提案をしてないというようなこともありましたし、委員会の中でも出てないということですが、今後は非常に大事なところだろうと思いますので、そこらの審議をしっかりしていただくということで要望をさせていただきます。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

- 松 村 議 員
- 松 浦 議 長
- 松 村 議 員

議長。

9番 松村ユキミさん。

賛成討論いたします。

指定管理者候補者の社会福祉法人報正会は、現在吉田町上入江において私立入江保育園を50年以上運営され、保育所運営業務は豊富な実績があり、保育内容をよく把握されておられます。また、同法人はお寺、児童クラブも合わせて運営され、保護者はもちろん地域住民との信頼関係は良好で、児童福祉に対する熱意もあります。これらのことから、保育所の適正な管理運営ができるものと思ひ、指定管理者として賛成するものであります。

以上でございます。

- 松 浦 議 長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

- 松 浦 議 長

これをもって討論を終結いたします。

議案第108号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について(安芸高田市立みつや保育所)の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

以上をもって、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成18年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。



午前 10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員